

国内商社商談会 (非食品) 関西

事業者募集要項
ジェトロ大阪本部

事業概要

事業名	国内商社商談会(非食品)関西
主催	日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部
事業内容	日用品の輸出を希望する事業者と国内輸出商社との対面式商談会
対象カテゴリ	日用品、生活雑貨、キッチン用品、テーブルウェア、化粧品、美容雑貨、文房具、伝統工芸品等
参加費用	無料
日時	2026年9月15日(火)、9月16日(水)の2日間 10時00分~17時00分(予定)
場所	ジェトロ大阪本部(大阪府中央区安土町2-3-13大阪国際ビルディング29階)
実施形式	事前にマッチングをしたバイヤーとの対面での商談
応募締め切り	【STEP1】2026年7月6日(月) 12:00 ※STEP2、3の〆切は7月10日(金) ※詳細は5ページをご参照ください

応募 条件

1. 国内商社を通じた日用品の輸出に意欲のある中堅・中小企業であること。
※在関西各府県企業優先
※申し込み企業が、常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される事業者である場合（みなし大企業）、他の中堅・中小企業の参加を優先させていただく場合があります。
2. 商談対象商品が日本国産品であり、日本からの輸出を希望すること。
3. [Japan Street](#)に企業情報、商品情報をご登録いただけること。
※Japan Streetに登録された情報をもとに、バイヤーに対して商談提案を行います。
※締切日までにご登録がない場合、バイヤーに対する企業・商品提案が難しくなりますので、必ず締切日までにご登録ください。
4. 募集要項及びJapan Streetの「[募集要項](#)」に同意いただけること。
5. バイヤーが指定する商流に了承いただけること。
6. 商社や代理店など、生産者以外による申込みの場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること。
7. 商談において、取引条件を事前に検討し、価格表を含む商品説明資料等を作成し、具体的なビジネスの提案を行うことができること。
8. 海外向け輸出体制が整っていること。（英文パンフレット等外国語の販売促進ツールを作成できる等）
9. ジェトロが商談成果の把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご協力いただけること。
10. 「[輸出管理等の外為法関連規則に関する特記事項](#)」ならびに「[オンライン商談会利用条件・免責事項](#)」に同意いただけること。

注意事項

1. ジェトロより商談日時確定の連絡をした後は、日時変更の依頼には対応致しかねますので予めご了承下さい。また、お申込み後のキャンセルはご遠慮ください。
2. 参加企業名および商談風景等(写真・映像)は、ジェトロの報告書やホームページ等で公開することがあります。予めご了承下さい。
3. 実際の商談・取引ならびに参加企業との取引開始後の交渉に関し、ジェトロは一切介入できませんので、各バイヤーとの商談内容をよくご確認の上、参加者各位の自己判断・責任にて行うようお願い致します。

お申し込み方法

8～10ページの利用条件および免責事項をご確認の上、お申し込み下さい。

STEP1 7月6日(月) 12時00分締め切り

下記URLよりお客様情報・商談日時を登録してください。

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0093812Z>

< 当商社マッチングに関する問い合わせ >

ジェトロ大阪本部 海外ビジネス推進課 (担当:堀、大月、宮田)

TEL: 06-4705-8602 [E-mail:os_lsi@jetro.go.jp](mailto:os_lsi@jetro.go.jp)

< Japan Streetに関する問い合わせ >

ジェトロ本部 Japan Street事務局

E-mail: jetro_japanstreet@jetro.go.jp

STEP2 7月10日(金) 12時00分締め切り

サプライヤーマイページ(e-Venue)にログインし、企業・商品情報の登録もしくは修正を行ってください。

詳細な手順、リンク先はSTEP1登録後の自動応答メールにてご連絡します。

※Japan Streetは、ジェトロが招待したバイヤー専用のオンラインカタログサイトです。

今後、Japan Streetを通じて、今回の商談会に参加するバイヤー以外から引き合いがある可能性があります。

その際にはあらためてジェトロよりご連絡いたします。Japan Streetに関する詳細は7ページをご覧ください。

STEP3 7月10日(金) 12時00分締め切り

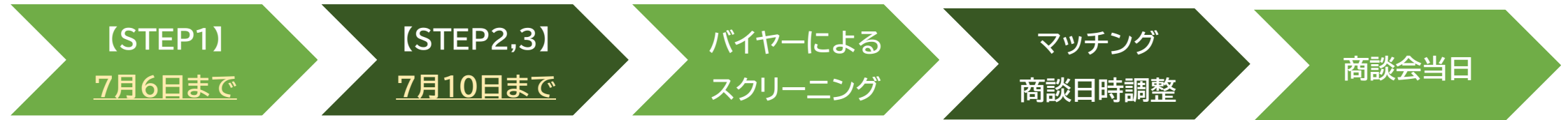
バイヤーによるスクリーニング用資料として電子カタログを作成します。同カタログには、Japan Streetに登録済みの貴社商品のうち、最大**3**商品まで掲載可能です。下記URLに記載の内容に沿ってカタログに掲載する商品情報をご回答ください。

<https://forms.office.com/r/TdWgRQ0ZZH>

STEP1からSTEP3の全てを完了した時点でお申し込み完了となります。

お申し込み後の流れ

本事業のお申し込みから商談会当日までは以下の流れとなります。Japan Streetへの登録は**必須**です。



Japan Street 商品登録済みの場合



Japan Street 商品未登録の場合



7月後半

ジェトロからバイヤーに、Japan Streetに登録されている商品情報を提示

JETRO →

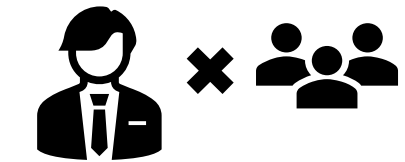
バイヤーの調達希望に沿ってマッチング・商談日時の調整を行います

8月前半

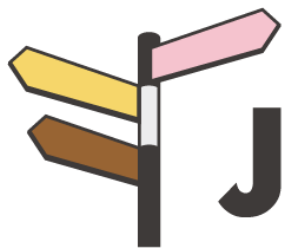
商談相手と商談日時が確定しましたら、ジェトロからメールにてお知らせします。

9月15、16日

当日は原則として商談会会場（ジェトロ大阪本部）までお越しいただき、バイヤーと対面にて商談をおこなっていただきます。



商談会実施イメージ



Japan Street

とは

- ジェトロが招待した、限られた国内外の有力バイヤーのみが閲覧可能な招待制オンラインカタログサイト（一般向け非公開）です。
- バイヤーの対象地域、カタログサイト上で取り扱う対象品目に制限はなく、事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけで、ジェトロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーから引き合い等が届きましたら、事業者のご要望にあわせてバイヤーとの商談日程調整や無料の通訳手配、商談への同席など手厚くサポートします。
- Japan Streetご登録にあたっては、Japan Streetの募集要項を必ずご一読ください。

※Japan Streetの概要:

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

主催：
日本貿易振興機構(ジェトロ)

事業内容：
ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト
※事業者の皆さまは自社のページのみ閲覧可能です

対象者：
日本企業及び海外進出日系企業等
※ただし、商社や代理店など、製造者/生産者以外による申込の場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること

対象品目：
食品、飲料、ホーム・キッチン、アウトドア・スポーツ・ペット・趣味、コスメ・ビューティー、ファッション、ベビー・キッズ・マタニティ、医療・ヘルスケア、原料・素材・化学製品・製造技術、産業用機器・システム・部品、IT、コンテンツ分野(映像、音楽、ゲーム、ライセンスビジネス)、サービス(卸売・小売、飲食店、運輸、通信、教育、医療関連サービス)等

参加費：
無料

対象国・地域：
全世界

1. 独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」といいます)は、参加申し込みいただいた事業者(以下、「事業者」)に、この利用条件を遵守いただくことを要件として、「国内商社商談会(非食品)〈関西〉」(以下「本商談会」といいます)を実施いたします。本案内に定めのない事項に関しては、JETROがその対応を決定するものとします。JETROは、事業者への個別通知、またはWEBサイト上での告知により、本利用条件及び免責事項の内容を変更することができます。
2. 事業者が「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし、本商談会へのご参加をお断りすることがあります。
3. 事業者若しくはその役員が、違法な行為、又は違法ではないが著しく不正な行為をおこなったことが明らかとなり、本商談会に参加することがJETROの信用を毀損する恐れがある場合は、参加をお断りすることがあります。
4. 参加申し込みいただける事業者は、以下の条件を満たす者のうち、JETROが適当と認めた者とします。
 - (1) 日本国内で生産された商品、又は日本企業の資本若しくは技術により生産された商品の取扱いがあること。
 - (2) 出品物全てについての価格交渉等に係る権限がある者が、本商談会に参加すること。
 - (3) 本商談会の担当者を置き、JETROからの依頼、問い合わせ等に適切に対応できる体制をとれること。
 - (4) 過去にJETROに損害を加えたことがある、若しくは当該商談会の趣旨に賛同の意向がない等、本商談会の実施に支障をきたす可能性がある事実がないこと。
 - (5) 第三者の特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権若しくはノウハウを侵害する物、又はその恐れがある物の出品予定がないこと。
5. 参加申込時に記載いただいた内容に変更が生じた場合は、メールで通知ください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更する場合、その内容によっては変更に応じられない場合があります。
6. 商談スケジュール確定後の時間変更、参加キャンセルの受付はいたしかねます。
7. 商談スケジュール確定後であっても、本商談会参加の国内商社(以下「商社」といいます)側の都合により商談をキャンセル、若しくは日程を変更する可能性があります。
8. 商談スケジュールは商社の希望を入れて決定するため、商談マッチングが不成立になることがあります。その場合、本商談会に参加できない可能性があることをご承知おきください。
9. 本商談会によりJETRO又は商社から提供された情報及び資料は、事業者限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供することを禁じます。ただし、提供者から明示的に承諾がなされた場合は、この限りではありません。
10. JETROは、オンラインによる(全部若しくは一部の)商談実施の場合のみならず、対面(リアル)形式での商談実施の場合においても、必要に応じ、本商談会の内容の全部又は一部を録画、録音することがあります。また、本商談会の会場内を撮影することがあります。
11. 本商談会の内容に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部(以下「本コンテンツ」)に関する著作権は、JETRO、その他の著作権者(以下「著作権者」)に帰属します。
12. 本コンテンツを、JETRO及び著作権者の承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権の侵害にあたり、加えてプライバシー権、肖像権等を侵害する可能性のある行為であり、これに違反した場合には、直ちに本商談会の全部又は一部の実施を中止し、又は、事業者の本商談会の参加を中止させていただきます。ただし、JETRO及び著作権者の承諾がある場合には、この限りではありません。
13. 事業者は、JETROが本商談会の成果(事業者に関する成果を含みます)又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表することを承諾するものとし、これに関し、何らかの人格権も行使しないものとします。
14. JETROは、本商談会への参加に際し事業者よりご提供いただいた情報については、本商談会実施に利用するとともに、JETRO内のデータベースに登録し、関連事業の実施、JETROからの連絡のために利用することができます。また、JETROは、当該情報のうち、お客様の会社名、HP アドレス、商品情報の一部等、JETROが必要と判断する事項を、商社に提供することができます。

利用条件 (前ページからの続き)

15. 本商談会の実施にあたり、ジェトロは次の費用を負担します。ただし、現実に支出する必要がないとジェトロが判断した項目については、この限りではありません。
 - (1) 本商談会の実施に係る会場関連費及びオンライン会議用ツール等の使用料
 - (2) 本商談会開催に必要な情報の収集と提供に係る費用
16. 前項に該当するジェトロが支出する費用以外は、全て事業者の費用負担となります。
17. 本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。本商談会実施に係り、法律関係及び派生する権利義務に起因又は関連し当事者間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

以上

免責事項

1. 本商談会において、ジェットロ及び商社より提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、事業者自身の判断、責任において行ってください。本商談会での提供情報に関連して、事業者が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロは事業者に対し一切の責任を負わないものとします。
2. 本商談会における実際の商談・取引は各社の判断と責任の下で行っていただきます。本商談会にて万一、事業者及び商社、若しくは最終消費者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。
3. ジェットロは、本商談会における成否(何時、如何なる商社と、如何なる内容の商談をすることができるかを含みますが、これに限られません。)や成果を保証するものではなく、事後から生じた結果について、事業者に対し一切の責任を負わないものとします。
4. 販売される国にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応をお願いします。本商談会実施において、代理店等との問題が生じた場合に、ジェットロはその責任を負いません。
5. 事前にジェットロが提示した条件を満たしていない、または、申し込み頂いた内容が本商談会の趣旨から逸脱していると認められた場合は、それが判明した時点で、採択決定後であっても参加を取り消す場合があります。
6. ジェットロは事業者からの申込み受領後であっても、以下の各号に該当する場合のほか、ジェットロの責任に帰する事のできない事由により、本商談会の実施日時、内容を変更し、その全部又は一部の実施を予告なく中止し、あるいは、事業者の一部の参加を中止させることがあります。これに起因または関連し、事業者が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロは事業者に対し一切の責任を負わないものとします。(事業者が負担した旅費、輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェットロが補填することはできません。)
 - (1)天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
 - (2)正当な理由の有無にかかわらず、商社が本商談会における商談の全部又は一部をキャンセル又は延期等をしたとき。
 - (3)利用条件から外れるなど、事業者の状況が変化したとき。
 - (4)前号のほか、事業者がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき。
 - (5)事業者が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合。
 - (6)事業者が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - (7)前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。
7. 本利用条件及び免責事項と、他の利用条件等が矛盾、抵触する場合には、当該利用条件等において明示的に適用が排除されていない限り、本利用条件及び免責事項が優先するものとします。

以上